

広島県告示第七百五十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第三十七条の十一第一項の規定によつて、地方港湾鮎崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和五年一月四日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県西部建設事務所東広島支所において縦覧に供する。

令和四年十月三日

鮎崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾鮎崎港放置等禁止区域

1 区域の範囲

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 豊田郡大崎上島町の国土地理院三等三角点「門ノ奥」（北緯三四度一五分四

六秒〇三六三、東經一三三二度五四分五〇秒七六九八、標高一七七・六五メートル）

基点一 基準点から三三三度四四分三三秒の方向五六五・五〇メートルの点

基点二 基点一から三〇八度三七分四六秒の方向一一五・六一メートルの点

基点三 基点二から三三度二三分三九秒の方向一六七・七八メートルの点

基点四 基点三から三八度二七分五〇秒の方向三六五・三六メートルの点

基点五 基点四から四七度一二分二一秒の方向七四・六一メートルの点

基点六 基点五から八六度四九分三一秒の方向九三・七九メートルの点

二 地方港湾鮎崎港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物